

- 目次 -

1. 2020 改正派遣法の改正点
2. 派遣先均等・均衡方式 派遣先への情報提供依頼文（サンプル）
3. 派遣先均等・均衡方式 派遣先からの情報提供回答（サンプル）
4. 派遣先均等・均衡方式 賃金・待遇比較確認表（サンプル）
5. 違いが生じた待遇等の理由と対応方針の検討例
6. 労使協定方式 賃金決定（一般賃金とは）
7. 労使協定方式 局長通達
8. 賃金構造基本統計
9. 職業安定業務統計
10. 地域指数
11. 退職金制度
12. 労使協定方式の賃金決定手順
13. 個人別賃金一覧表
14. 賃金比較ツール
15. 事例
16. 労使協定方式の場合の賃金の最低基準額の計算例
17. 労使協定で定めるべき事項（盛り込む内容）
18. 労使協定サンプル
19. 賃金テーブル（職務給）イメージ
20. 職務内容等の向上があった場合の賃金の改善例
21. 各種帳票（2020 法改正対応版）
  - ・ 雇入れ時の待遇情報明示書
  - ・ 派遣時の待遇情報明示書
  - ・ 就業条件明示書
  - ・ 労働者派遣個別契約書
  - ・ 派遣先通知書
  - ・ 派遣元管理台帳
22. 個人別賃金一覧表・賃金比較ツールのダウンロード画面
23. 今後数年間で行われる労働関係各種法改正

令和 年 月 日

(派遣先)

御中

(派遣先)

〇〇派遣会社

### 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供のお願い

令和2年4月1日に施行される改正派遣法（派遣労働者の同一労働同一賃金）に対応するにあたり、弊社から派遣する派遣労働者が就く業務における比較対象労働者の待遇等に関する情報について下記の情報提供をいただきたくお願い申し上げます。

#### 1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

##### (1) 業務の内容

- ① 職種：
- ② 中核的業務：
- ③ その他の業務：

##### (2) 責任の程度

- ① 権限の範囲：
- ② トラブル・緊急対応：
- ③ 成果への期待・役割：
- ④ 所定外労働：
- ⑤ その他：

##### (3) 職務の内容及び配置の変更の範囲

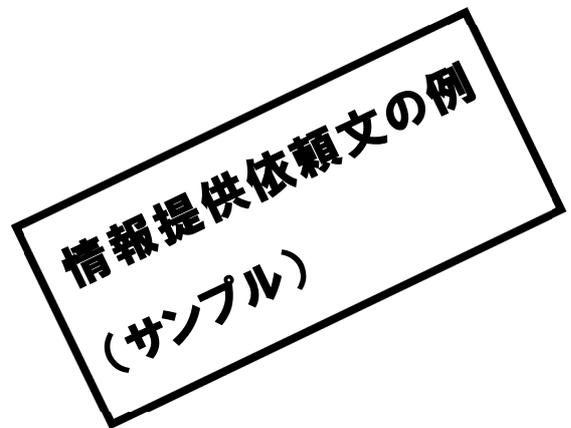
- ① 職務の内容の変更の範囲：
- ② 配置の変更の範囲：

##### (4) 雇用形態

例1：正社員（年間所定労働時間●時間）

例2：有期雇用労働者（年間所定労働時間●時間、通算雇用期間●年）

例3：仮想の通常の労働者（年間所定労働時間●時間）



令和元年△月△日

(派遣元)  
〇〇〇派遣会社 御中

(派遣先)  
●●●株式会社  
役職 . . . 氏名 . . .

## 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

### 1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

#### (1) 業務の内容

- ① 職種：衣服・身の回り品販売店員
- ② 中核的業務：品出し、レジ、接客
- ③ その他の業務：クレーム対応

派遣先からの情報提供  
回答(サンプル)

#### (2) 責任の程度

- ① 権限の範囲：副リーダー（●等級中●等級）  
(仕入れにおける契約権限なし、部下 1～3 名)
- ② トラブル・緊急対応：リーダー不在である間の週 1～2 回程度対応
- ③ 成果への期待・役割：個人単位で月の売上げ目標 20～50 万円
- ④ 所定外労働：週 0～3 回、計 0～6 時間程度 (品出しのため)
- ⑤ その他： )

#### (3) 職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲：他の服飾品の販売に従事する可能性あり  
リーダー又は店長まで昇進する可能性あり
- ② 配置の変更の範囲：2～3 年に 1 回程度、転居を伴わない範囲で人事異動あり

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社〇〇と労働者代表は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### (対象となる派遣労働者の範囲)

- 第1条 本協定は、派遣先でプログラマーの業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 株式会社〇〇は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

### (賃金の構成)

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

### (賃金の決定方法)

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。
- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和元年7月8日職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣法第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「平成30年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の「プログラマー」
- (2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、就業地が北海道内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「北海道」により調整

- 第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

